

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第64号

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（休職）</u></p> <p><u>第18条 フルタイム会計年度任用職員が、法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3か月を超えない範囲で任命権者が定める。</u></p> <p><u>2 前項で定めた休職期間が3か月に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3か月を超えない範囲内において、これを更新することができる。</u></p> <p>第19条 （略）</p>	<p>第18条 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務部人事課）